

○ 加古川市工事成績評定の公表に関する事務取扱基準

平成18年3月30日

総務部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第18条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）第2の4（1）の理念に基づき加古川市工事成績評定実施要綱（平成18年3月30日総務部長決定。以下「評定要綱」という。）第8条に規定する評定点の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、評定要綱第8条に規定する公表対象工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、受注者名、工事名、工事担当課、請負金額、工期、評定点、業種その他とする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、総務部契約検査課での閲覧及び加古川市ホームページへの掲載によるものとする。

2 公表は、月ごとにまとめて行うものとする。

(公表の期間)

第5条 この基準に定める公表の期間は、契約検査課窓口の閲覧に供した日又は加古川市ホームページに掲載した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による規定は、平成18年4月1日以後に契約を締結した工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。